

横浜町産業振興促進計画

令和2年2月28日作成
青森県横浜町

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

横浜町は、青森県の東部に位置し、下北半島の首位部、陸奥湾に面した臨海山村である。東西12km、南北23km、周囲68kmで126,38km²を有し、東部は下北半島の山脈を隔て東通村、六ヶ所村と相對し、北はむつ市、南は野辺地町と接しており、海岸線から次第に丘陵地帯となり、山林を形成し、町の面積の約40%を国有林が占めている。

本町の主産業は、第1次産業で半農半漁による経営が多く、農業の基幹作物は、馬鈴薯、長芋であるが、馬鈴薯については殆どが加工用となっている。漁業の形態はホタテ養殖となっており、そのほか正月用として珍重される「横浜なまこ」が有名である。

観光業は、本州最大規模の作付面積を誇る菜の花を活用した観光が進められ、町の一大イベントである菜の花フェスティバルをはじめとしたイベントや、様々な菜の花商品が開発されるなど、菜の花の町として観光業を推進してきた。

一方で、本町の産業を取り巻く環境は、少子・高齢化、都市圏への人口流出等による人口減少や、近年の自然環境の変化から生じる生産性の低下、事業所及び従事者の減少といった課題に直面している。

このような状況の中で、本町の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、ICTも積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かして基幹産業である農林水産業をはじめ、製造業、食品関連産業、観光業の更なる振興を図ることが重要である。

このため、平成27年に本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限が到来することに伴い、新たに計画を作成するものである。

(2)前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本町が平成27年に認定された横浜町産業振興促進計画（平成27年度～平成31年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

<町>

租税特別措置の活用促進、農作物生産振興対策事業、青年就農給付金事業、経営体育成支援事業、地域商業活性化事業などの振興施策や担い手を育成する仕組みづくり、産学官連携による農水産業の6次産業化など、各種事業による産業の振興及び雇用の確保・創出にかかる施策を進めるとともに、それらを支える役割を担う下北半島縦貫道路や国道279号などの交通基盤の整備については、国を始めとする関係機関に対し、その促進について積極的な要望活動を通じ、早期整備が図られるよう努める。

<県>

「地域産業の活性化」、「産業人材の育成と確保」及び「雇用の安定と促進」の3つの柱を掲げ、地域経済の活性化と雇用の創出・拡大に向けて、「新幹線開業効果を生かした地域産業の創出促進」、「農工の産業間の多様な連携の促進」、「産業・雇用の自律的な循環構造の確立に向けた雇用創造プランの策定」、「租税特別措置の活用促進」といった具体的な取組を行う。

<関係団体等>

農業分野：基幹作物である馬鈴薯や長芋、ゴボウなどの根菜類の普及拡大

加工品開発による特産物の付加価値化

漁業分野：陸奥湾海域で獲れるホタテ等の販売ルート確立、地元ブランド製品のPR

商工観光分野：特産品開発、菜の花イベントを核とする観光振興

業 種	新規設備投資件数(件)	新規雇用人数(人)
製造業	2	4
農林水産物等販売業	1	2
旅館業	1	2
情報サービス業等	1	2

イ 目標の達成状況

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】		
業 種	新規設備投資件数(件)	新規雇用人数 (人)
製造業	2	4
農林水産物等販売業	0	0
旅館業	0	0
情報サービス業	0	0

※達成状況については、横浜町誘致企業調査による。

【成果及び課題】

- ・既存誘致企業において、新たに農場整備が行われ、H27 の 13 農場から 2 農場増えて H31 で 15 農場となり、製造業分野での設備投資件数及び新規雇用者の増加につながった。
- ・一部業種においては、立地条件等により誘致の見込みがなかった。
- ・税制の周知が不足し、地域の事業者の設備投資の際の利用に結びつかなかった。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本町は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては、次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 将来にわたる生産・供給体制の確立
- (ii) 商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- (iii) 進出に際しての企業ニーズの的確な把握
- (iv) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- (V) 農水商工観光の一体的推進に向けた連携の強化

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第 2 条の規定により半島振興対策実施地域として指定された下北地域内における横浜町内全域とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農林水産業の現状は、農業と水産業の半農半漁の形態が多く、農業の基幹作物は、馬鈴薯、長芋であり、馬鈴薯についてはほとんどが加工用となっており、漁業については、ホタテ養殖のほか正月用として珍重される「横浜なまこ」が地域団体商標登録となり、価値の高い産品となっている。

しかしながら、作業従事者の高齢化と価格の低迷、作業機械の老朽化などにより、廃業や担い手不足（農家戸数：平成23年農林業センサス 352戸→平成28年農林業センサス 307戸）（漁家戸数：平成25年漁業センサス 100戸→平成30年漁業センサス 88戸）が進んでいる。そのため、当町の産業と基盤となる第1次産業の持続的発展に向けて、安定した生産・供給体制と後継者の確保・育成が求められている。

(2) 商工業（製造業を含む）

商業においては、平成28年経済センサス活動調査によれば、本町の商業事業所数は、48事業所、従業者数は223人、年間商品販売額は3,230百万円であり、1事業所当たりの従業者数は、4.6人と極めて小規模となっている。いずれのデータも平成19年と比較すると減少傾向にある。

工業においては、平成30年工業統計調査によれば、本町の製造業事業所数は7事業所、従業者数は647人、製造品出荷額は1,957,782万円となっており、そのほとんどが食料品製造業となっている。

町商工会では、商店街活性化のためスタンプ事業や共通商品券の発行により、近隣市町村の大型店に対する生き残り策を講じている。

また、誘致企業と良好な関係を保ちながら企業誘致に力を入れ、安定した就業場所の確保を図る必要がある。

(3) 情報通信業（情報サービス業等）

情報サービスのほか、インターネット付随サービス業、コールセンターなどの本業務については、地理的条件に比較的影響を受けないうえ、地域において一定数の雇用確保にもつながる業種であると考えられる。現在、本町において立地はないものの、新たな産業進出の促進が必要である。

(4) 観光（旅館業含む）

観光の現状は、自然（菜の花フェスティバル会場）など豊富な地域資源の活用と町外での観光PRにより、近年は年間30万人の観光入れ込み客数を推移している。一方で、道路交通網の整備が進み、都市圏からの移動時間が短縮され来訪しやすくなったこと、宿泊施設の老朽化に伴う施設整備不足の影響もあり、宿泊客数は減少傾向にある。今後、町内での滞在時間を長くし、観光消費額増による地域経済の活性化を実現するための受け入れ体制の強化に取り組む必要がある。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	
水産流通基盤の整備事業	衛生管理の強化など付加価値向上を目的とした漁港の施設整備を行う。
農水産物の販路拡大事業	地元農水産物を都市圏への販促活動を行い、ブランド化を推進することにより付加価値向上を図る。
農水産物加工品開発事業	新たな加工品開発を支援し、農業者、漁業者、事業者の収入の安定化を図る。
養殖漁業の支援事業	天候や資源の変動に影響されにくい養殖漁業を支援するとともに、新たな養殖漁業の事業化に向けた取り組みを支援し、漁業者の所得の安定化を図る。

実施主体・主な役割	
町	農水産物の販路拡大事業の実施 水産流通基盤整備事業の実施 農水産物加工品開発の支援
県	県内外における販促事業の支援
農業協同組合	飲食店等への販促活動 農産物加工品開発の支援
漁業協同組合	飲食店等への販促活動 水産物加工品開発の支援 養殖事業の研究と事業化
観光協会	観光プロモーション事業と連携した農水産物のPR

(2) 製造業

取組事業	説明
中小企業の経営支援	町内中小企業に向けた融資・補助制度を実施し、経営の安定化を図る。
創業支援	創業相談窓口の設置、相談会を行い、経営者の育成を図る。
空き店舗などへの店舗誘導	町内の現状調査から、空き店舗を活用した誘導策を進める。

実施主体・主な役割	
町	町の融資・補助制度の実施 企業相談窓口の設置 空き店舗への店舗誘導関連事業の実施
商工会	町の融資・補助制度の斡旋 企業相談会の実施

(3) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
町内周遊ルートの作成	町内における観光資源を洗い出し、テーマ別に観光周遊ルートを作成する。
公共交通機関との連携強化	町内の核となる観光資源を結ぶ周遊バス等の運行を検討する。
ホテル・旅館等の受け入れ態勢の充実	宿泊に対応できるホテル、旅館の施設整備を行うなど、その充実強化を図る。

実施主体・主な役割	
町	観光協会と連携した周遊ルート及びガイドマップの作成 民間企業と連携した周遊バスの運行事業の企画 旅館業の新規および既存施設を対象とした補助事業の創設
観光協会	町と連携した周遊ルート及びガイドマップの作成
商工会	物産館等をつなぐ仕組みづくりの実施

(4) 情報通信業（情報サービス業を含む）

取組事業	説明
企業立地促進事業	企業立地等に向けた町独自の補助制度を実施し、企業の誘致促進を図る。

実施主体・主な役割	
町	企業立地、雇用創出に関する補助事業の創設 情報通信環境整備事業の実施
商工会	企業立地の斡旋

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	町内外を問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
町	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 事業者向け説明会・相談会の実施 Web媒体、情報媒体による情報発信 企業訪問による事業者への直接周知
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 市町村共済での事業者向け説明会の実施 企業研修における制度の周知
農業協同組合	組合誌などにおける制度の周知
漁業協同組合	組合誌などにおける制度の周知
観光協会	町と連携した周遊ルート及びガイドマップの作成
商工会	町と連携した制度説明会の開催 会員への制度の斡旋 企業相談会等での制度周知
税理士会	Web媒体による制度周知 会員向け研修会の開催

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規設備投資件数	1件
----------	----

(2) 雇用・人口に関する目標

新規雇用者数（人）	2人
移住者数（人）	2人
社会増減率	1.0未満

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①説明会の実施	・町または県での事業者向け説明会を1回程度開催する。
	・町内商工会の定時総会時に税制の説明を実施する。
②Web媒体等による情報発信	・町のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成および掲載し、町広報誌において1回程度確定申告時に合わせて情報発信を実施する。
③事業者への直接周知	・税務及び企業誘致の部署窓口で半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して高騰による制度説明およびチラシを提供する。
	・固定資産税等に係る納税通知等を送付する際に、半島税制の周知資料一式を同封する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本町総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口（人）	5,508	5,097	4,881	4,535
生産年齢人口（人）	3,472	2,986	2,809	2,440
老年人口（人）	1,286	1,446	1,507	1,649
高齢化率（％）	23.35	28.37	30.87	36.36

資料：国勢調査

【人口動態】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
自然増減	△12	△35	△57	△50
社会増減	△37	△6	△12	△7
全体	△49	△29	△69	△57

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

【産業別事業所数及び従業者数】

産業分類	事業所数	従業者数
A 農業、林業	12	175
B 漁業	1	10
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	5
D 建設業	21	257
E 製造業	13	656
F 電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
G 情報通信業	—	—
H 運輸業、郵便行委	3	28
I 卸売業、小売業	54	251
J 金融業、保険業	1	7
K 不動産業、物品賃貸業	3	4
L 学術研究、専門・技術サービス業	2	4
M 宿泊業、飲食サービス業	20	54
N 生活関連サービス業、娯楽業	31	51
O 教育、学習支援業	3	7
P 医療、福祉	12	249
Q 複合サービス業	5	40
R サービス業（他に分類されないもの）	13	32

資料：H28 経済センサス - 活動調査

【観光入込客数】

年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
観光客総数	214,167	277,626	400,759	347,650	346,169
日帰り客	208,334	273,071	397,247	343,642	342,503
宿泊客	5,833	4,555	3,512	4,008	3,666

資料：H30 青森県観光入込客統計、横浜町宿泊客数及び宿泊料金調査